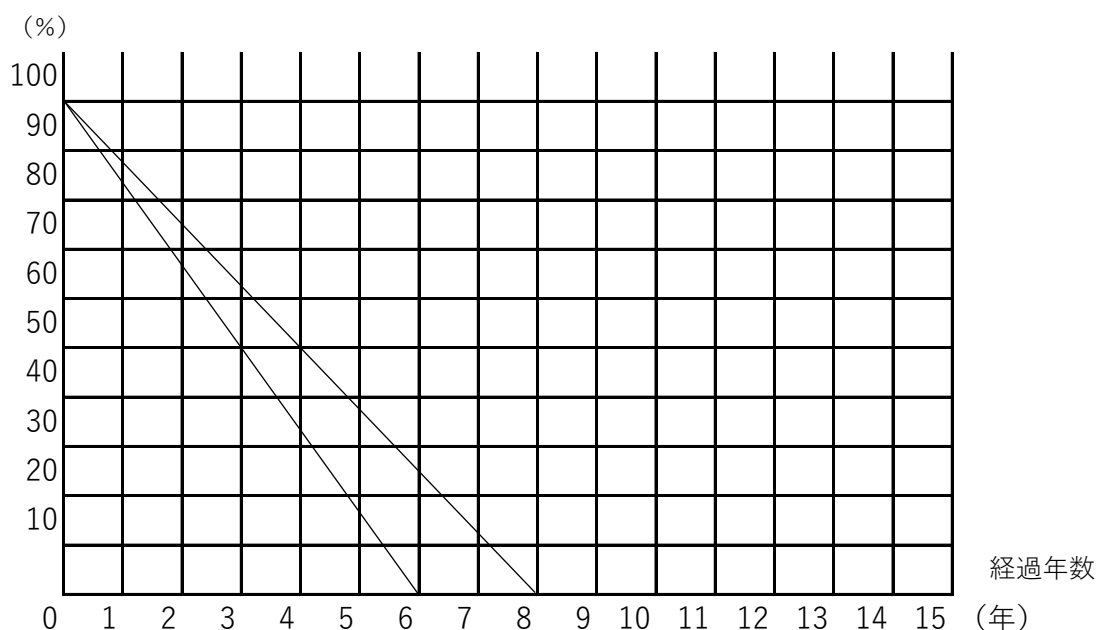


設備等の経年劣化年数と賃借人負担割合（耐用年数6年及び8年、定額法の場合）

賃借人負担割合（原状回復義務がある場合）



・畳表替え

消耗品に近いものであり、減価償却資産になじまないため、経過年数は考慮しない。

・クッションフロア

6年で残存価値1円となるような直線（または曲線）を想定し、負担割合を算定する。

・フローリング

経過年数は考慮しない。ただし、フローリング全体にわたっての毀損によりフローリング床全体を張替えた場合は、当該建物の耐用年数で残存価値1円となるような直線を想定し、負担割合を算定する。

・クロス

6年で残存価値1円となるような直線（または曲線）を想定し、負担割合を算定する。

・襖紙、障子紙

消耗品であり、減価償却資産とならないため、経過年数は考慮しない。

・設備機器

耐用年数経過時点で残存価値1円となるような直線（または曲線）を想定し、負担割合を算定する（新品交換の場合も同じ）。

耐用年数6年のもの

- ・ 冷房用、暖房用機器（エアコン、ルームクーラー、ストーブ等）
- ・ 電気冷蔵庫、ガス機器（ガスレンジ）
- ・ インターホン

耐用年数8年のもの

- ・ 主として金属製以外の家具（書棚、たんす、戸棚、茶ダンス）